

農経新聞

株式会社 農経新聞社
東京都品川区西五反田
1-27-6 市原ビル9F
(郵便番号 141-0031)
電話 東京 (03) 3491-0360
FAX (03) 3491-0526
ホームページ
<http://www.jnde.dti.ne.jp/~nokei>
郵便振替 00180-8-156982

9月13日 月曜日
2004年 (平成16年)

クローズアップ

トは何でしょうか？

何といつても、卸売市場の再編の促進です。改正市場法では、そのほかにも商物一致規制の緩和や、卸売業者の事業に関する規制緩和などがありますが、これらは市場再編のために盛り込まれたといっても過言ではありません。とくに、公設公営市場は限界です。開設者は、他のエリアからどれだけ売り込まれていくかは考えず、自分の行政圏の都合だけで整備計画を立てがちです。これを解消するには行政区域を越えた再編がどこまでできるかにかかっているといえます。

—とはいっても、様々な絡みもあって、中央市場の統合・再編はすぐには難しそうですね。そうですね。そこで、中央市場としての活性化が難しければ、

地方市場への転換も選択肢に

地方市場への切り替えも考えて頂きたい。改正法では、開設形態の変更も可能となつていきます。地方市場は決して、中央市場の下ではありません。取引の自由度が高く、公設の場合でも職員数が少ないので使用料も安い。市場機能を發揮するには好都合なことが多いのです。

—もうひとつ、改正法のポイントを挙げるとすれば？

中央市場の仲卸業者にも、開設者は財務基準を設置することができるようになった点です。セリがない時代の仲卸の役割は変化しています。開設者は新規参入も認め、既得権に縛られないようにすべきでしょう。業績の悪い業者には退場を促す「デバ地下方式」も検討すべきかも知れません。

【略歴】昭和十八年、東京都

酪農学園大学教授

細川 允史 さん



先日、パーソナル情報システム社主催による第二回「全国生鲜流通フォーラム」が東京、大阪で計三日間にわたって行われた。市場法改正に対応するため様々な卸売市場の専門家による講演が行われたが、その中でも注目されたのが、酪農学園大学の細川允史（ほしかわ・まさし）教授である。卸売市場に求められる課題などを聞いた。

—改正市場法
の一番のポイント

出身、四十三年、東京大学農学部農業生物学科卒業。四十五年十月、東京都に入庁し、中央卸売市場に配属。築地、世田谷、大田市場などで勤務した後、平成九年三月、東京都農業試験場場長を最後に退庁。同年四月からは酪農学園大学・酪農学部食品流通学科教授。